



こ う け ん て こ う け ん

後見DE貢献

～IKUKOのつばやき～

YouTube
國松偉公子の
相続相談室



IKUKO

新型コロナウイルス感染拡大により安倍総理による緊急事態宣言が発令され、感染防止のため、各介護施設等においては訪問禁止の措置が取られています。施設でご本人（被後見人等）をお世話して下さる皆さまを信じ、ご本人が無事で過ごせることを切に願うばかりです。

つい先日も精神障害のあるご本人の入所施設が決まり、入居契約に私國松が行ってまいりました。同時にご本人がその日に入居され、穏やかに生活されています。やはり24時間お世話をして下さる担当者の方々には感謝の言葉しかありません。

このように、後見人の仕事はお金の管理だけではなく、ご本人の生活の場所を探したり、施設と契約するといった身上保護業務も後見人の立派な仕事なのです。

最後になりましたが、皆さまが一日も早く平穏な普通の生活に戻れますよう、心よりお祈り申し上げます。



実際に成年後見制度のうち法定後見制度を利用するためには 家庭裁判所に申立てをする必要があります。 「後見開始の申立」「保佐開始の申立」「補助開始の申立」を行います。

① 申立ができる人

本人か夫や妻、子ども、父や母、兄弟姉妹などの **4 親等内の親族に限定**されています。友人や知人では申立をすることはできません。身寄りのない人や親族が申立をしてくれない場合には、市区町村長が申立をすることができることになっています。

② 申立に必要な主な書類

- ・申立書
- ・医師の診断書（申立専用の書式有。かかりつけの医師の診断で構いません）
- ・本人情報シート
- ・**登記されていないことの証明書**→ ナイコト/ショウメイ?? ってなに? どこで 取得できるの?

※本人がまだ成年後見制度を利用されていないことを証明するもので成年後見開始申立の添付書面として使用されます。所定の申請用紙に必要事項を記載して法務局の窓口（本局のみ）または郵送（東京法務局のみ）で請求します。

- ・本人の戸籍と本人と候補者の住所を記した書類、本人と後見人候補者の事情を説明した書類
- ・本人の財産の明細を書いた書類（「財産目録」といいます）と収支一覧表
- ・財産や収入、支出が分かる書類（通帳のコピー、不動産の登記事項証明書、生命保険証券、年金通知書ほか）

また、本人の判断能力を医学的に証明するために鑑定（鑑定料の額は個々の事案により異なります）を行うこともあります。その他に申立手数料や登記手数料、郵便切手等が必要となります。

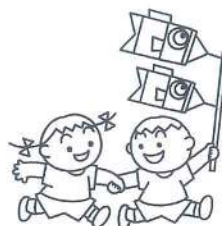
このようになりに多くの書類を揃えたり作成したりする必要があるため、自分だけでは難しいと感じられる場合もあります。その時は、**ぜひ当事務所までご相談下さい。**



2020年5月1日
発行所
オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 國松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021 東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
Tel.0423000255 fax.0423000256
office@kunimatu.jp



成年後見制度申立の準備は細かな確認を重ねてようやく準備が整います。管轄する裁判所によって書式の形式が少し異なることもあり、必要書類の取得期限もあるため注意が必要です。

さて今回は…まだまだ続く

「成年後見人制度を利用するための申立について…
その2」をお伝えします。